

令和8年度 第1回朝霞市健康づくり推進協議会

日 時 令和8年7月9日（木）
午後2時～3時
会 場 朝霞市保健センター
2階 会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 新委員紹介

3 議 題

- (1) 副会長の選出について
- (2) 令和7年度保健事業について（実績報告）
令和8年度保健事業について（計画）
- (3) 健康まつりについて
- (4) その他

4 閉 会

朝霞市健康づくり推進協議会委員名簿

令和8年度

所属団体	氏 名
朝霞保健所	田中 聖子
朝霞地区医師会朝霞支部	青柳 徹二
朝霞地区歯科医師会朝霞支部	青山 智美
朝霞地区薬剤師会	細川 玄機
朝霞市国民健康保険運営協議会	佐藤 元樹
朝霞市小中学校長会	吉澤 めぐみ
朝霞市養護教諭研究協議会	松本 美菜
朝霞市自治会連合会	小林 修
朝霞市社会福祉協議会	鳥居 功
朝霞市商工会	青木 訓彦
あさか野農業協同組合朝霞支店	保坂 禎斉
朝霞市スポーツ協会	蕪木 利秋
東洋大学健康スポーツ科学部	神野 宏司
公募及び公募委員候補者名簿登載者	一宮 光夫
公募及び公募委員候補者名簿登載者	齋藤 玲子

朝霞市健康づくり推進協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市健康づくり推進協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市民の健康づくりの推進及び普及啓発を図るため、朝霞市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の市町村健康増進計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 朝霞市健康づくり推進条例（平成28年朝霞市条例第47号）に基づく健康づくりの推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民の健康づくりの施策に関し必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 保健医療関係団体から推薦された者
- (3) 教育関係団体から推薦された者
- (4) 公益を目的とする団体から推薦された者
- (5) 健康づくりに関する活動を行っている団体から推薦された者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康づくり部健康づくり課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月29日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

令和7年度 保健事業実績報告

資料1

事務事業名	あさか健康プラン21推進事業		
〈事業を行った成果・効果〉 あさか健康プラン21を推進したことで、市民一人ひとりが前向きに元気で生活することに寄与することができました。あさか健康プラン21(第3次)の開始にあたり、広報及び健康づくり講演会にて計画策定の報告と内容の紹介を行い、市民に市の健康づくりについて知ってもらう、自身の健康づくりについて考えていただく機会を提供することができました。			
〈主な事業の成果〉			
〈事業名〉	あさか健康プラン21推進事業		
〈事業費〉	1,657,585 円		
〈概 要〉	ALKOOマイレージ申込件数	1,178	人
	健康づくり講演会参加者数	151	人
	ASAKA健康ラウンジ参加者数	140	人
	健康あさか普及員登録者数	435	人

事務事業名	歯科保健事業				
〈事業を行った成果・効果〉 幼児及び成人に対して歯の健康診査、フッ化物塗布、保健指導、健康教育を実施したことで、虫歯予防や歯周病予防に寄与することができました。					
〈主な事業の成果〉					
〈事業名） 歯科保健事業					
〈事業費〉					
事業名	対象	受診者数	実施場所	実施回数・期間	費用
成人歯科健康診査	16歳以上の市民	103人	保健センター	6回	無料
幼児歯科健康診査	幼児(5歳児)	240人	市内協力歯科医院47箇所	9月～11月	
フッ化物塗布	3歳児健康診査受診者	860人	保健センター	24回	

事務事業名	精神保健事業		
〈事業を行った成果・効果〉 「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「第2期 朝霞市自殺対策計画」を策定しました。また、ゲートキーパー研修等を充実させたことで、さらなるこころの健康づくりの推進を図ることができました。			
〈主な事業の成果〉			
〈事業名〉	精神保健相談事業		
〈概 要〉	個別相談(電話・面接・訪問)	計209件	
	精神保健福祉相談(精神科医、精神保健福祉士)	延べ10回実施	
〈事業名〉	自殺対策事業		
〈概 要〉	ゲートキーパー研修	参加者数	82人
	こころの体温計	市民等アクセス数	15,719件

事務事業名	予防接種事業
-------	--------

〈事業を行った成果・効果〉

各種定期予防接種等を実施したことで、感染症の感染及び発症予防、症状の軽減化を図ることができました。

〈主な事業の成果〉

〈事業名〉 予防接種事業

〈概 要〉 実績については下記参照

〈令和7年度 予防接種実績〉

種類		実施者数	接種率	対象者
ロタウイルス	ロタリックス	938 人	44.0%	出生6週0日後～出生24週0日後
	ロタテック	1,908 人	59.7%	出生6週0日後～出生32週0日後
B型肝炎		3,333 人	104.2%	生後2か月～1歳に至るまで
ヒブ		26 人	0.6%	生後2か月～5歳に至るまで
小児用肺炎球菌		4,430 人	103.9%	生後2か月～5歳に至るまで
三種混合		21 人	0.5%	生後2か月～7歳6か月に至るまで
四種混合		290 人	6.8%	生後2か月～7歳6か月に至るまで
五種混合		4,336 人	101.1%	生後2か月～7歳6か月に至るまで
不活化ポリオ		23 人	0.5%	生後2か月～7歳6か月に至るまで
BCG		1,088 人	102.1%	1歳に至るまで
水痘		1,965 人	86.0%	1歳～3歳に至るまで
麻しん風しん(第1期)		1,068 人	100.9%	1歳～2歳に至るまで
麻しん風しん(第2期)		1,230 人	95.0%	令和元年4月2日～令和2年4月1日生
日本脳炎(第1期)		3,337 人	93.3%	生後6か月～7歳6か月に至るまで ※特例対象者は20歳未満
日本脳炎(第2期)		1,223 人	92.4%	9歳～13歳未満 ※特例対象者は20歳未満
二種混合(第1期)		0 人	0.0%	生後2か月～7歳6か月に至るまで
二種混合(第2期)		1,339 人	102.4%	11歳～13歳未満
ヒトパピローマウイルス(2価、4価)		1 人	47.4%	小学6年生～高校1年生相当年齢の女子
ヒトパピローマウイルス(9価)		928 人		
高齢者インフルエンザ		13,689 人	47.3%	65歳以上の方、60歳以上65未満で条件を満たす方
高齢者新型コロナウイルス		1,646 人	5.7%	65歳以上の方、60歳以上65未満で条件を満たす方
高齢者肺炎球菌		707 人	49.2%	65歳、60歳以上65未満で条件を満たす方
高齢者带状疱疹(生ワクチン)		1,175 人	30.9%	①65歳の方、②60歳以上65歳未満で条件を満たす方③70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方で、100歳を超える方
高齢者带状疱疹(不活化ワクチン)		1,569 人		
風しん第5期定期接種(麻しん風しん混合)		3 人	1.9%	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、風しん抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体がないと判明した方

※上記定期接種者の他キャッチアップ接種実施者 517人

〈事業名〉 带状疱疹任意予防接種費補助事業

〈事業費〉 3,832,000 円

〈概 要〉 50歳以上の市民を対象に、带状疱疹の発症や重症化を防止し、市民の健康保持に寄与するとともに経済的負担の軽減を図るため、任意予防接種に係る費用の一部を助成しました。

事務事業名	管理運営事業(健康増進センター)			
〈事業を行った成果・効果〉 健康増進センターの管理運営を行ったことで、市民の健康の維持・増進及び体力づくりに寄与することができました。				
〈主な事業の成果〉				
〈事業名〉	健康増進センター管理運営事業			
〈概 要〉	開所日数	329 日		
	入場者数	257,781 人	(1日平均	784 人)
	利用内訳	プール	156,595 人	
		リフレッシュルーム	28,969 人	
		トレーニングルーム	72,169 人	



くらしの中から健康づくり

みんなで健康になろう

第39回

健康まつり



むさしのフロントあさか
けんこう大使

お隣「はあとぴあふれあい祭り」
と同時開催！

2025年 **11月23日** 日祝

10時00分～15時00分（最終受付 14時30分）

当日無料開放

会場

わくわくどーむ

（朝霞市大字浜崎27番地）

無料

シャトルバスあり



健康づくりのイベントやコーナー
など盛りだくさん！

自分のカラダのことをもっと知ろう！
「ベジチェック・血管年齢測定」



スタンプを集めてポップコーンGET

コバトンALKOOマイレージポイントGET

問合せ

保健センター（健康づくり課）
平日 8:30～17:15

☎048-423-4362

当日(11/23)

わくわくどーむ（健康増進センター）

☎048-472-6000

アクセス

電車

JR武蔵野線北朝霞駅
東武東上線朝霞台駅
徒歩15分

バス

市内循環バス（わくわく号）
「わくわくどーむ」下車



バスのご案内



無料シャトルバス

市内循環バス

	北朝霞駅発	わくわくどーむ発
9	40	34
10	10 35 55	04 29 49
11	15 35	09 29
12	15 36	09 30
13	16 36	10 30
14	16 36 56	10 30 50

北朝霞駅前（市内循環バス）			
	わくわくどーむ行	宮戸左回り	宮戸右回り
9	57	20	50
10		20	
11			30
12	02	00 30	
13			
14	12		55

※バスの時刻は、交通渋滞などで遅延がでる場合があります。
※無料送迎シャトルバスは健康まつり開催時間内のみ運行します。

【主催】朝霞市
【協力・協賛】朝霞市健康づくり推進協議会/
朝霞地区医師会/朝霞地区歯科医師会/朝霞地
区薬剤師会/(株)セントラルスポーツプラザ

市のHP
はこちら



イベント マップ



インナーガーデンプログラム

10:00 開会式
10:15 「8020よい歯のコクール」
優秀者の表彰式
11:00 バリーダンスショー

A

健康栄養コーナー



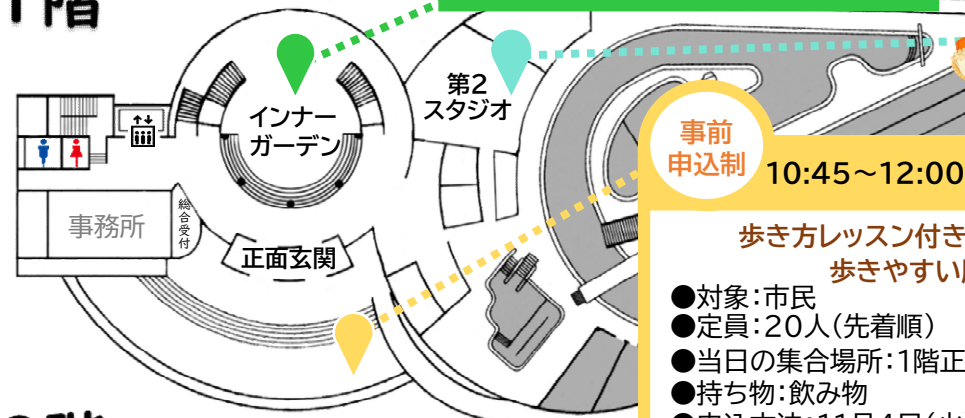
保健師や管理栄養士に相談できる！
健康相談・栄養相談

野菜は足りてる？指でチェック！

ベジチェック・血管年齢測定

協力：明治安田生命保険相互会社

1階



事前
申込制

10:45~12:00 黒目川わくわくウォーク

歩き方レッスン付きウォーキング！（約2.5km）

歩きやすい服装と靴で来てね！

- 対象：市民
- 定員：20人（先着順）
- 当日の集合場所：1階正面玄関
- 持ち物：飲み物
- 申込方法：11月4日（火）から
電話（048-423-4362）、窓口、電子申請（上QRコード）

申込みはこちら↓



2階

B 歯の相談コーナー

歯科衛生士に相談できる！
歯ブラシをプレゼント☆（先着順）

噛む力チェック
歯みがき相談

パープルリボン運動啓発コーナー

3階



3つスタンプを
あつめてきてね

ポップコーン
無料配布



C

身体測定コーナー

10:30~12:00 / 13:30~14:30

身体測定や体力測定ができる！
リハビリのプロに相談できる♪
（理学療法士・作業療法士）

へるすアップラリー
ボディバランス相談

協力：TMGあさか医療センターリハビリテーション部

事前
申込制

パープルリボン運動啓発イベント

第1部 ボディバランスを整えよう

第2部 こころとからだの軸を整えるヨガ講座

- 申込方法：11月4日（火）から
以下の電話、窓口または電子申請
- 問合せ：それいゆふらざ（朝霞市女性センター）
☎048-463-2697

詳細はこちら↓



事前
申込制

11:00~11:45 親子でレッツ・ダンス！

- 対象：市内の3~6歳のお子さんと保護者
- 定員：15組（先着順）
- 当日の集合場所：3階スタジオ
- 持ち物：飲みもの、汗ふきタオル、室内履き
- 申込方法：11月4日（火）から
電話（048-423-4360）、窓口、電子申請（上QRコード）

申込みはこちら↓



スタンプラリー

スタンプ3つ集めて
ポップコーンGETしよう☆

A

B

C

ポップコーン
GET



スタンプを
3つ集めて
2階休憩室に
来てね！

朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画（案） 概要版

1. 概要

朝霞市インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する埼玉県インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定するものです。

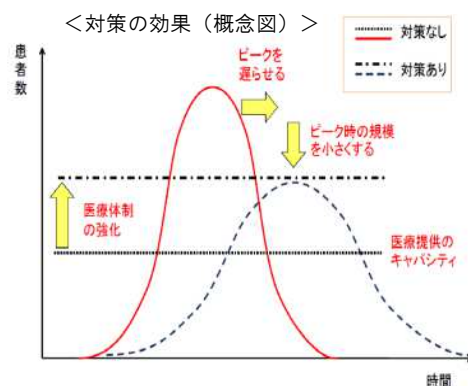
市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示しており、特定の感染症のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

このたび、新型コロナ対応を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、令和7年1月に県行動計画が改定されました。それにあわせて、新型コロナ対応における課題や知見を総括し、政府行動計画及び県行動計画の改定も踏まえ、市行動計画を改定するものです。

2. 対策の基本方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねません。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



3. 対策の基本項目

①実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から国、県と相互に連携し、情報の共有等を行い連携体制の構築を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、関係部局間での情報共有を行い、全庁的な対応を進める。
- ・ また、市対策本部の設置の準備を進め、対策の実施体制を強化する。

②情報収集・提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 平時から、感染症に関する基本的な情報及び基本的な感染対策等の情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、情報収集の上、得られた情報や対策について迅速に情報提供する。
- ・ 市民への情報提供の際には、情報の受け手である市民等との双方向のリスクコミュニケーションを行うように努める。

③まん延防止

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延を防止するためには、市民一人ひとりの感染対策への協力が必要であることから理解の促進を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、市民に対し基本的な感染症対策に係る要請を行うとともに、必要に応じて、事業者や学校等に対し、営業時間の変更や、休業の要請等を行う。

④ワクチン

- ・ 国や県と連携し、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための体制の構築を進める。
- ・ 予防接種の予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、市民に対して情報提供・共有を行う。
- ・ 国が提供するワクチンの効果・副反応等の情報について市民に情報提供・共有を行う。

⑤保健

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から保健所等の関係機関と連携し、情報の共有等を行い連携体制の構築を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した際、県が行う当該患者等への健康観察・生活支援に協力する。
- ・ 有症状者等からの相談に対応する相談体制を構築する。

⑥物資

- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症対策物資の備蓄を行う。
- ・ インフルエンザ等緊急事態において、物資が不足するときは、県と連携して近隣の自治体等と物資の供給に関し相互に協力するよう努める。

⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置の実施により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることから、影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

発行年月：令和〇（〇〇〇〇）年〇月

編集・発行：朝霞市健康部
健康づくり課

〒351-0011 朝霞市本町1-7-3
TEL:048-423-4360、FAX:048-466-7522
E-mail：kenko_zukuri@city.asaka.lg.jp